

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第135号

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(準用)」に改め、同条第1項後段を削り、同条第2項前段中「対象地域のうちコミュニティセンターが設置されていない地域」を「本市の区域内の旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域(以下「対象地域」という。)」に改め、同項後段中「区役所支所長」を「担当区長」に改める。

別表中

「  
公益社奨学基金  
による奨学  
基金  
」

「  
唐木奨学基金  
による奨学金  
山岸奨学基金  
による奨学金  
辻奨学基金に  
よる奨学金  
」

及び

「  
伴奨学基金に  
よる奨学金  
」

を削り、

「  
福谷奨学基金  
による奨学金  
中井奨学基金  
による奨学金  
」

を

福谷奨学基金  
による奨学金

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)